外国投資法施行規則 (仮訳)

#### 外国投資法施行規則

### 第1章:用語の定義

### 第1条

本施行規則の施行に関し、用語の定義は、文脈上異なる意味に解すべき場合を除き、各々以下のとおりとする。

評議会: 最高経済評議会

理事会: サウジアラビア総合投資院理事会

理事長: サウジアラビア総合投資院理事会理事長

総裁: サウジアラビア総合投資院総裁

投資院: サウジアラビア総合投資院

外国投資家: サウジアラビア国籍を有しない自然人又は出資者の一部が同

国籍を有していない法人。

外国投資: 投資法及び施行規則に基づき投資ライセンスを受けた事業に

対し外資が投入されること。

外資: 投資法及び施行規則における外資とは、以下に述べる資産及

び権利のことをいうが、これらに限定されるものではない。 ただし、これらの資産及び権利は、外国投資家により保有さ

れているものとする。

1. 金銭、有価証券及び商業証券。

2. 資本金の増加、既存プロジェクトの拡張又は新規プロジェクトの設立のために投資される外国投資の利益。

3. 投資に関連する機械、装置、資材、代替部品、輸送手段及び生産必需品。

4. ライセンス、知的財産権、技術ノウハウ、経営技能及び 生産技術などの無体財産権。

投資法: 外国投資法

製品設備: 工業製品及び農業製品(農畜産物)の生産プロジェクト。

サービス設備: サービス及び請負プロジェクト。

施行規則: 外国投資法施行規則

センター: サウジアラビア総合投資院法第9条に規定される投資家サー

ビスセンター。

### 第2章:投資分野

### <u>第2条</u>

投資院はサウジアラビア内における外国投資について、その投資が一時的なものか恒久的なものかを問わず、投資ライセンスを発行する権限を有する。ただし、投資法第3条に基づき除外される事業分野を除くものとする。

### 第3条

理事会は外国投資から除外される事業分野のリストを、該当する事業活動を 減らすことを目的として、定期的に見直し、評議会が同リストを承認するため に、これを評議会に提出するものとする。

### 第4条

投資法及び施行規則の規定に基づき認可された外国投資は、次のいずれか一 方の形態により実施することができる。

- 1. サウジアラビア投資家及び外国投資家の双方により持分が保有される 事業体。
- 2. 外国投資家により持分の100%が保有される事業体。

# 第3章:特典、インセンティブ及び保証

#### 第5条

外国投資プロジェクトは、例えば、以下に掲げるようなサウジアラビアの内 国のプロジェクトが享受しているすべての特典、インセンティブ及び保証を享 受することができるものとする。

- 1. ヒジュラ暦 1381 年 12 月 23 日 (西暦 1962 年 5 月 28 日) 付勅令第 50 号にて公布された、内国産業保護奨励法に規定されるインセンティブ。
- 2. 投資ライセンスを受けた事業の実施又は外国投資家及び従業員による、ヒジュラ暦 1421 年 4 月 17 日 (西暦 2000 年 7 月 19 日) 付勅令第 M/15 号にて公布された、非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律の規定に基づく、居住に要する不動産の所有。
- 3. サウジアラビアが批准する二重課税防止条約並びに投資の促進及び保護に関する条約に規定される特典。
- 4. 裁判所の命令を欠く場合における投資の全部若しくは一部の没収の禁止又は公益目的で、かつ公正な補償がなされる場合を除き、投資の全部又は一部を収用の対象とすることの禁止。

- 5. 外国投資家は、その持分の売却又は清算剰余金若しくは事業体の収益 から生じる利益を本国へ送金する権利及び法的義務によりかかる利益 を処分する権利を有する。また、プロジェクトに関連する契約上の義 務履行に要する資金を移転する権利も有する。
- 6. 出資者間及び第三者との間において、持分を自由に移転することができる。
- 7. 投資ライセンスを受けた事業体は、外国投資家及びその非サウジアラビア人従業員の保証人となることができる。
- 8. 投資ライセンスを受けた事業体は、サウジ工業開発基金の規定に従い、産業融資を受けることができる。
- 9. 事業体の損失は次年度以降に繰り越すことができ、事業体が利益を得た年度の税と通算して計算することができる。

## 第4章:投資ライセンス付与の条件及び基準

### 第6条

投資院による外国投資ライセンス付与の認可条件は以下のものを含むものと する。

- 1. 投資ライセンスを受ける必要がある投資事業は、外国投資から除外される事業分野のリストに含まれておらず、かつ当該事業は投資院の投資ライセンス付与の権限内のものでなければならない。
- 2. 生産物水準及び生産過程はサウジアラビアにおいて効力を有する法に 基づき承認されるものとし、かかる内国法が存在しない場合、欧州連 合又は米国の法律に準拠するものとする。
- 3. (a) 投資資本金額は、農業事業体については 2,500 万サウジ・リャルを下回らないものとする。
  - (b) 投資資本金額は、工業事業体については 500 万サウジ・リヤルを下回らないものとする。
  - (c) 投資資本金額は、理事会の定める細則及び基準に従い、その他の事業体については 200 万サウジ・リヤルを下回らないものとする。

理事会は、理事会が指定する地域に設立されるプロジェクト又は高度 な技術知識を必要とするプロジェクト若しくは輸出用プロジェクトへ の最低投資額を減額することができる。

- 4. 外国投資家は、投資法の重大な違反により、有罪の確定判決を受けたことがあってはならない。
- 5. 外国投資家は、サウジアラビア国内又は国外を問わず、財務上又は商

業上の違反により、過去に有罪判決を受けたことがあってはならない。

6. 投資ライセンスの付与はサウジアラビアが一方の当事者として締結している国際条約又は地域協定に抵触する結果になってはならない。

### 第7条

外国投資家は、同一事業又は複数の異なる事業に参画するため、複数の投資 ライセンスを以下の基準に従い取得することができる。

- 1. 施行規則第6条に規定する条件を満たすものでなければならない。
- 2. 自然人又は法人から提出される、同一事業の実施に関する投資ライセンスの申請は、当該既存プロジェクトの拡張のための申請として取り扱われるものとする。
- 3. 理事会はかかる基準を定期的に又は必要に応じ、再検討する。

## 第8条

外国投資家は、内国若しくは外国の投資事業体又はかかる事業体の持分を買うことができる。ただし、外国投資家は、施行規則第5条及び第6条に規定する条件を充足するものとする。

## 第5章:投資ライセンスの付与手続

### 第9条

投資院は、恒久的及び一時的投資ライセンス、かかる投資ライセンスの修正、投資ライセンスの取得前に用意すべき様式及び書類並びに投資家が必要とする情報の入手方法が含まれた投資ガイドを作成するものとする。かかる投資ガイドは、外国投資家が享受できる特典、インセンティブ及び保証の説明を含み、以下の重要な情報も含むものとする。

- 1. 投資法、本施行規則及び補足の決定
- 2. サウジアラビア総合投資院法及びその施行規則
- 3. 非サウジアラビア投資家の不動産所有及び不動産投資に関する法律
- 4. 内国産業保護奨励法
- 5. 労働法及び社会保険法
- 6. ザカート税法、租税及び関税法規
- 7. シャリーア法(イスラム法)訴訟手続法
- 8. 刑事訴訟手続法
- 9. 法律専門家法
- 10. 会社関連諸法(商業登記法、不正取引法、銀行監督法)

- 11. 知的財産保護関連諸法律(商標法、著作権保護法、特許権法)。
- 12. 居住法。

投資ガイドにはサウジアラビアの社会慣習に関する特別項目も含まれるもの とし、当該ガイドは定期的に更新されるものとする。

### 第10条

外国投資の投資ライセンスの申請は、規定される様式による申請書を使用し、センターの申請受付担当部に提出されるものとする。申請書には、必要とされるすべての情報が含まれていなければならず、投資ガイドに記載されるすべての書類要件を満たし、申請者又は適法に授権された代理人の署名がなされていなければならない。センターは、書面又は電子的方法により、受領を通知(申請書登録番号及び申請日付含む)するものとする。

### 第11条

投資院は、郵便、電子メール又はファクシミリにて、不備のない完全な形の 投資ライセンスの申請書類を受領し、投資ライセンスの決定書を交付すること ができる。ただし、書類の原本が必要な場合は、かかる原本が提出されるま で、決定書は交付されない。

## 第12条

提出された投資ライセンスの申請に対する決定は、本施行規則の規定及び理事会によって公布される決定に基づきなされるものとする。総裁又は総裁から権限を委譲された者は、30 日以内に投資ライセンス付与の決定書に署名するものとする。ただし、公休日はかかる期間から除外されるものとする。

### 第13条

センターは投資家に対し、手交、書留郵便(レジスタード・メール)、若しくは電子メール又はその他の手段により、投資ライセンスの申請に関する最終的な決定を通知するものとする。

#### 第14条

投資院が投資ライセンスの申請又はその修正申請を却下する場合、かかる却下は妥当なものでなければならない。外国投資家は、却下決定の通知を受けた日から 30 日以内に、却下決定に対する異議を理事会に申し立てることができる。

### 第15条

理事会は異議の内容を審査し、異議申立書の提出日から 30 日以内に、かかる異議に対する決定をするものとし、理事会が当該異議申立てについて却下の決定をした場合、投資ライセンスの申請者は、当該却下決定に対する異議を苦情処理庁に申し立てる権利を有するものとする。

### 第6章:外国投資家の義務

### 第16条

投資ライセンスを受けた投資家は、投資院に提出した日程表に基づき、事業体の設立に要する手続を開始及び実施するものとする。事業体の実施手続が日程表に照らして遅延している場合であって、投資家が遅延の正当な理由を明示したとき、投資院は日程表に定められている期間を、合計で1年を超えない範囲内にて延長するものとする。理事会の決定がない限り、かかる延長が1年を超えることはないものとする。

### 第17条

投資院が日程表に定められた期間の延長申請を認めない場合、及び期間の延 長後、投資家が熱心に事業を行っていないことが判明した場合、理事会は投資 ライセンスを終局的に取り消すことができる。本条に基づいて投資ライセンス を取り消された投資家は、かかる取消しに基づく責任を負うものとする。

## 第18条

投資ライセンスを受けた事業体は、投資ライセンス付与の条件及び主な事業 目的を順守しなければならない。投資院による承認を受けない限り、事業体の 変更は認められないものとする。

## 第19条

投資ライセンスを受けた事業体の保有者は、公認会計事務所の一つによる承認を受けた会計システムを採用し、当該事業体について当該公認会計事務所による承認を受けた予算を採択するものとし、投資院の求めがある場合、事業体に関する統計資料又は情報を投資院に提出するものとする。

### <u>第7章:違反</u>

### 第20条

総裁又はその代理人から書面による委任状により権限を付託された投資院の

職員は、投資法及び本施行規則の順守状況を監視する権限を有する。かかる目的のため、当該職員は、投資活動に関する記録及びすべての書類を調査する権限を有するものとし、違反を特定し、必要な報告書を総裁に提出するものとする。かかる職務を付託された職員は、調査する情報及び資料に関する守秘義務を負うものとする。

### 第21条

理事会は、投資法、投資ライセンス及びそれらの実施に関する規則について の違反及び罰則並びにかかる罰則の執行に関するリストを公布するものとす る。

### 第22条

投資院は、外国投資家に対し、投資法及び本施行規則又は投資ライセンスの 条件の違反に関して、書面にて通達するものとし、違反及び罰則のリストに規 定される当該違反を是正するための相当な期間を付与するものとする。外国投 資家が違反を是正しない場合、当該外国投資家は違反及び罰則のリストに規定 される罰則のいずれかの適用を受けるものとする。

## 第23条

理事会は、最低 3 人の委員から構成される委員会を設置し、かかる委員のうち 1 人は法律顧問をあてるものとし、かかる委員会が機能するために必要な規則及び手続を定めるものとする。委員会の任務は、投資法、本施行規則及び投資ライセンスの条件の違反を審査することとする。委員会は、違反者の主張の審査並びに投資法、違反及び罰則のリストによって特定された内容に基づき意見を具申するため、違反者を聴取するものとする。罰則の決定は理事会がこれを行うものとする。

# 第24条

第 23 条の規定に基づき罰則の決定を受けた外国投資家は、罰則の決定の通知日から 30 日以内に、罰則の決定に対する異議を理事会に申し立てることができる。

## 第25条

理事会は異議の内容を審査し、異議申立書の提出日から 30 日以内に、かかる異議に対する決定をするものとし、理事会が罰則を確定する決定をした場合、投資ライセンスの申請者はかかる決定の通知日から 60 日以内に、罰則確定の決定に対する異議を苦情処理庁に申し立てる権利を有するものとする。

## 第8章:紛争処理委員会

### 第26条

理事会は、投資法第 13 条第 2 項の規定に従い、投資法の規定に基づき投資ライセンスを受けた投資に関して外国投資家とサウジアラビア人出資者との間に生じる紛争を審査するため、最低 3 人の委員(委員長及び 2 人の委員)から構成される投資紛争処理委員会と称される委員会を組織するものとする。同委員会は、紛争を円満に解決することをその職務とするものとする。円満な解決ができなかった場合、ヒジュラ暦 1403 年 7 月 12 日 (西暦 1983 年 4 月 26 日)付勅令第 46 号にて公布された仲裁法及び同法の施行規則に基づき、仲裁によって紛争が最終的に解決されるものとする。投資紛争処理委員会は、仲裁法に規定される、紛争審査実施の適格機関とみなされる。

※本資料は、日本貿易振興機構(ジェトロ)の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです(法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません)。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法律的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。